

## 条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月26日
条例の題名	公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例	公布日	昭和30年10月14日
条例番号	昭和30年三重県条例第45号	直近改正日	平成20年8月15日
所管部局課	教育委員会事務局福利・給与課	電話番号	059-224-2950
条例の概要	地方自治法第203条の2第4項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の3第1項の規定に基づき、公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めるものである。	条例の類型	委任型
視点	項目	回答	検討内容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方公務員の給与その他の勤務条件については、住民自治の原則に基づき県民の代表である議会の議決による住民の同意が必要であり、現在でも妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	住民自治の原則に基づき、条例で規定する必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例、規則その他の規程について、この条例の対象となるものであり、行われていないものはない。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	概要に記載の法律等の規定に基づき、条例での規定が必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	概要に記載の法律等の規定に基づき、公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めたものであり、法令、憲法に抵触していない。
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	概要に記載の法律等の規定に基づき、条例での規定が定められており、整合が図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	公立学校の非常勤職員の報酬等については、県職員との権衡、勤務の特殊性等を考慮して定められており、適正なものである。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	概要に記載の法律等の規定に基づき、条例で定めており、規定を廃止することで報酬が支給できなくなるおそれがある。
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	公立学校の非常勤職員の報酬等については、県職員との権衡、勤務の特殊性等を考慮し、適宜見直しており効率的である。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	公立学校の非常勤職員の報酬等について、条例で規定することで、県民の代表である議会のチェックを受けることにより、適正な支給額等を担保し、過大な支給額等の設定を防止しており、公平性が保たれている。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	改正を検討する	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
				現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考えるが、条項ずれの対応が必要である。	